補助金調書

補助金名	狭あい道路拡幅整備補助金			担当課 （連絡先）	住宅都市局建築指導部建築指導課 （TEL　711-4586　）
交　付　先	□　個人 □　団体	道路拡幅に協力した者		区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	□　公募	（公募の場合） 公募時期	通年		
（公募の場合） 応募要件	道路幅員4m未満の市道の道路中心線から2m範囲の土地を道路用地として寄付等の申し出をする者				
補助開始年度	H17	年度	経過年数	9	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	道路幅員4m未満の市道の拡幅整備を促進することにより、安全で良好な市街地の形成と生活環境の向上を図る為、道路用地として寄付等の申し出があった者に対し、寄付等の予定地内にある支障物件の撤去等に要する費用の全部又は一部を補助するもの。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	□　その他	【補助対象経費】 寄付の場合は、工作物の移設及び立木の移植等に要する費用の全部又は一部 移設が困難なときは、同等の撤去・新設　又は撤去に要する費用のうち、撤去は算定した額の全額及び新設は算定した額の2分の1 自主管理の場合は整備工事に要する費用の全部又は一部 【補助金額の算定方法・考え方】 補償基準により算定しますが、助成限度額を設けていますので、詳細は確認してください。			

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	33 件	29 件	31 件
	17,224 千円	20,830 千円	23,757 千円	19,003 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	道路用地として寄付される場合は用地内にある支障物件の撤去等に要する費用の全部又は一部を交付。自主管理される場合は用地の道路整備に要する費用の全部又は一部を交付。
補助金交付 による効果	補助金は、道路幅員4m未満の市道の拡幅整備を促進する為に、道路用地として寄付等をされる用地内にある支障物件の撤去等に要する費用の全部又は一部を補助するものであるが、支障物件が存在しない寄付用地も含め延長655mの道路拡幅整備を行った。（H17年度からの延長累計は8,686m）

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。